

## 介護居室間取り図

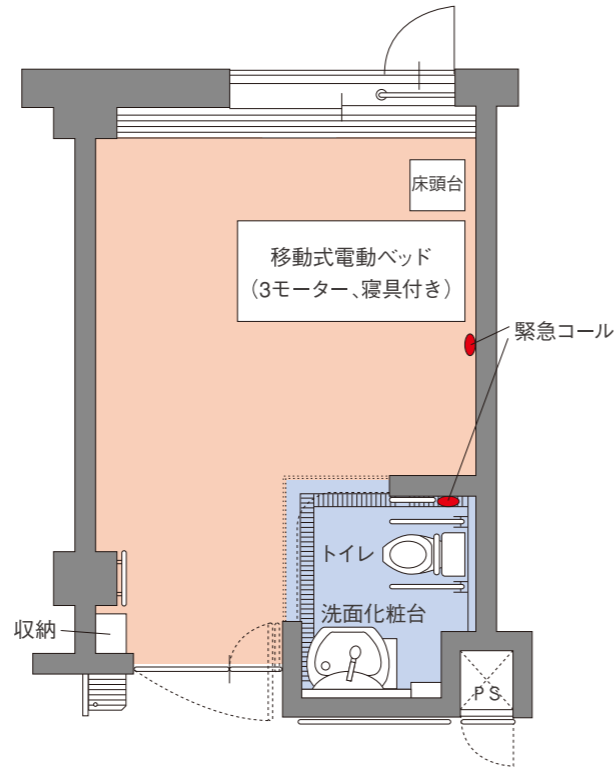
※間取り図は、設計図を基に描いており実際とは多少異なります。

### A type

お1人様用居室  
21㎡ (15帖)



Aタイプ室内写真  
※家具等はサンプルです。



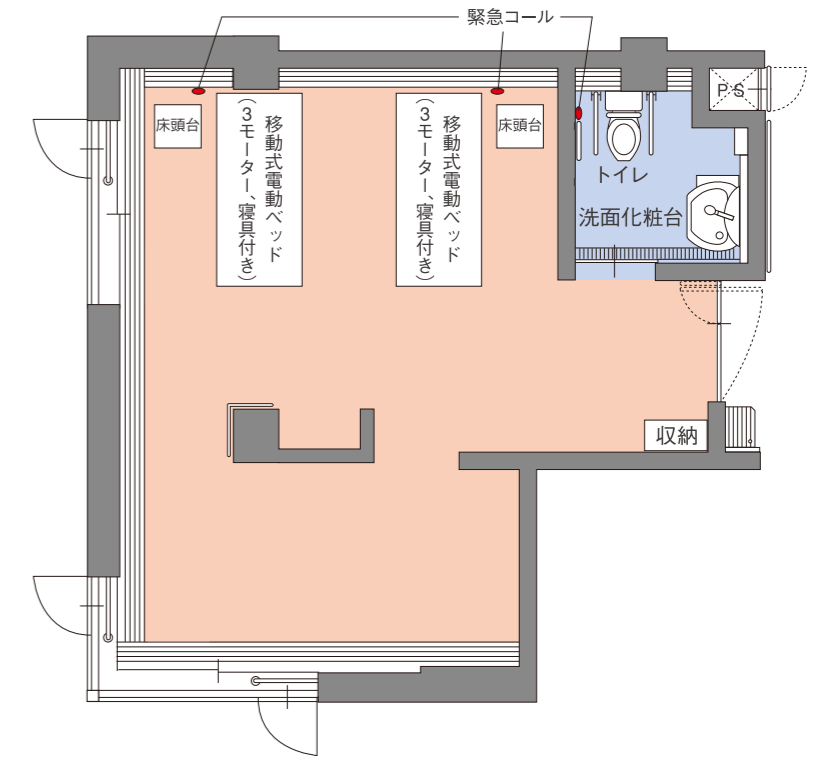
### B type

ご夫婦様用居室  
42㎡ (30帖)

Bタイプにご入居の場合は、ご夫婦様に限らせていただきます。



Bタイプ室内写真  
※装飾品等はサンプルです。



### ■ A・Bタイプ共通備品・設備

- 移動式電動ベッド
- 緊急コール
- 照明設備
- 収納
- 外線電話回線
- ピクチャーレール
- 床頭台
- 寝具
- シャワートイレ
- 洗面化粧台
- 電光式チャイム
- 暖房機

#### 移動式電動ベッド・床頭台・寝具

移動式電動ベッドと引き出し式の床頭台を居室に備え付けております。また、寝具(羽毛布団・枕・シーツ)は施設備品です。クリーニングは当ホームが行います。



#### シャワートイレ

シャワートイレに肘掛付背もたれを設置しています。また、手すりは利用する方の体格に合わせてつかみやすい、格子状の木製手すりを採用しています。



#### 洗面化粧台

シャワーホースが1.6mのびるので、通常の洗面等の利用以外に部分的に洗い流せるシャワーとしても利用することができます。



#### 電光式チャイム

音と同時に光でお知らせしますので、音が聞こえにくい状態でも来客があることがわかります。また、音と光は調節することが可能です。



#### 暖房機

深夜電力を利用した電気蓄熱暖房機を備え付けております。



### ■ 入居後の介護居室変更について

場 所	内 容
介護居室を 住み替える場合 (介護居室の変更)	<p>・入居者で重度の認知症または身体状況の変化によって、より適切な介護を提供するために必要と判断する場合、以下の手続きを行った上で介護居室を住み替えていただく場合があります。</p> <p>〔手 続〕</p> <p>①ホームの指定医師の意見を聴きます。 ②一定の経過観察期間をおきます。 ③本人・身元引受人の同意を得ます。</p> <p>〔住み替えに伴う権利関係〕</p> <p>①当初介護居室の権利を移動します。 ②介護居室面積の増加や減少・仕様の変更、費用調整はございません。 ③住み替えに伴う追加費用の徴収は行いません。</p> <p>※上記理由により、ご夫婦様用介護居室より住み替えとなる場合、お1人様1人当りの占有面積の減少はないものとします。また、住み替えに伴う費用の追加・費用調整は行いません。</p>
一時介護室で 介護を行う場合	<p>・退院後や日常生活上で一時的に介護を要する場合などは、下記の手続きにより、一時介護室において介護を行います。この場合、共用施設の利用であり介護居室の利用権は存続します。</p> <p>〔手 続〕</p> <p>①ホームの指定医師の意見を聴きます。 ②入居者の意思を確認します。 ③入居者の身元引受人の意見を聴きます。</p>